（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
裁判所　公示催告、破産、免責関係　六六
特殊法人等　公文書等の管理に関する独立行政法人等（造幣局・国立長寿医療研究センター）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構公文書等の管理・不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正、独立行政法人水資源機構公文書等の管理・不動産に関する権利の登記を嘱託する役員又は職員の指定の公告の一部変更、プログラムの著作物に係る登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　九一
地方公共団体　行旅死亡人関係　九三
会社その他
会社決算公告　一〇一

規　則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一八―二六

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

別表第一法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第一号及び第二号中「少年の資質の」を削り、「被収容者」を「受刑者」に改め、同項第三号及び第四号中「被収容者の矯正教育」を「在院者の矯正教育その他の処遇」に、「少年の観護」を「在所者の観護処遇」に、「被収容者の改善指導」を「受刑者の改善指導」に改める。

別表第三食品衛生監視員採用試験の項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正後の規則八―一八別表第三食品衛生監視員採用試験の項の規定の適用については、同項に規定する養成施設には、平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含むものとする。

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表北方対策本部の項の次に次のように加える。

子ども・子育て本部	審議官	一種
	参事官	
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	

別表第一の七の表府県情報通信部の項中「三種」の下に「（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二一

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中オをクとし、ヌからノまでをルからオまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　子ども・子育て本部

附　則

この規則は、公布の日から施行する。